

一般財団法人日本救急医療財団 利益相反委員会規程

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、一般財団法人日本救急医療財団の各種委員会（以下、各種委員会）の定める利益相反ポリシーの定めに基づき、各種委員会の委員等の利益相反を適切に管理し、かつ、委員等の利益相反による不利益の防止を図ることを目的とする。

(適用範囲)

第2条 この規程は、次の各号に掲げる者について適用する。

- (1) 各種委員会の委員、作業部会等のすべての委員。ただし、厚生労働大臣が認可する救急救命士国家試験に関する委員を除く。
- (2) その他、各種委員会が指定する者

(利益相反管理の対象)

第3条 この規程に基づく利益相反の管理は、前条各号に規定する者が次の各号に掲げる活動を行う場合を対象として行うものとする。

- (1) 産学官連携活動を含む社会貢献活動（企業等への兼業、共同研究、受託研究等）を行う場合
- (2) 企業等から一定額以上の金銭（給与、謝金、原稿料等）若しくは便益（物品、設備、人員等）の供与又は株式等の経済的利益（公的機関から受けたものは除く）を得る場合
- (3) 各種委員会に関わる学術論文を著述した場合
- (4) その他 各種委員会委員長が対象とすることを認める場合

第2章 利益相反委員会

(設置)

第4条 利益相反を適正に管理するため、利益相反委員会（以下、「委員会」という）を置く。

(組織)

第5条 委員会は、理事長、副理事長、常務理事2名、理事1名、評議員1名、事務局長及び委員会が必要とみとめた者とする。

2 前項の委員が必要と認めた者は、委員会の推薦により理事長が委嘱する。

(委員長)

第6条 委員会の委員長は理事長が当たる。

2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。ただし、委員長に事故がある場合は、あらかじめ委員長が指名した委員がその職務を代行する。

(任期)

第7条 委員の任期は、第5条第1項に定める役職等の在職もしくは在任中とする。

(議事)

第8条 委員会は、委員の過半数の出席をもって成立する。

2 議決は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは委員長が決定する。

3 審議の当事者となる委員は、その議決に加わることができない。

(審議事項)

第9条 委員会は、次の各号に掲げる事項について審議する。

- (1) 利益相反ガイドラインの制定及び改廃に関すること
- (2) 利益相反による弊害を抑えるための施策の策定に関すること
- (3) 個々の事例が各種委員会として許容できるか否かの判断に関すること
- (4) 利益相反管理のための調査に関すること
- (5) 利益相反に関する社会への情報公開に関すること
- (6) その他各種委員会の利益相反に関する重要事項

(利益相反管理のための調査)

第10条 前条第4号に規定する調査は、次の各号に掲げる方法により実施する。

- (1) 利益相反自己申告書の請求
- (2) 事情聴取
- (3) 助言・改善勧告等
- (4) その他利益相反管理のために必要と認める方法

2 前項各号に掲げる調査の実施手続は、委員会が決定する。

(審査、勧告、決定等の手続)

第11条 委員会は、実施した調査に基づき、利益相反状況を各種委員会として許容できるか否かについて判定する。

- 2 委員会は、審査の結果を各種委員会委員長に報告し、その承認のもとに、当該者に助言・改善勧告等を行う。
- 3 改善勧告を受けた者は、当該勧告に不服があるときは、申出により委員会に再審査を請求することができる。
- 4 委員会は、前項の再審査の請求を受けたときは、速やかに再審査を行い、再審査の結果を各種委員会委員長に報告する。
- 5 各種委員会委員長は、改善が必要と認めるときは、当該者に対して改善を命じるものと

する。

(意見の聴取)

第12条 委員会が必要と認めたときは、委員以外の者の出席を求め、その意見を聞くことができる。

(相談の受付)

第13条 利益相反問題を未然に防ぐために、委員会は隨時、利益相反相談を受け付ける。

第3章 利益相反自己申告書等の保存と公開

(管理・保存)

第14条 委員会は、提出された利益相反自己申告書等を秘密書類として管理、保存する。

(公開)

第15条 委員会は必要に応じて、審査結果および第2条に掲げる対象者全員の利益相反状況を、予め定めた範囲で公開する。

第4章 秘密の保持

(委員等の義務)

第16条 委員会の委員は、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職務を退いた後も同様とする。

第5章 雜則

(雑則)

第17条 この規程に定めるもののほか、利益相反の管理に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成27年6月15日から施行する。

利益相反自己申告書

申告者氏名: _____ 日付: _____ 年 _____ 月 _____ 日
所属: _____ 署名: _____

「一般財団法人日本救急医療財団の各種委員会」に参加する全委員およびその他の協力者は、各種委員会の内容に関連して発生すると思われる利益相反の状態について、以下を記載してください。

なお、本申告書に記載すべき利益相反には、申告者本人および父母兄弟等の二親等以内の近親者に関連するものを含むもので、過去1年間とします。

項目	該当の有無	企業・団体名等
報酬額 1つの企業・団体から年間 100 万円以上	有・無	
株式の利益もしくは保有 1つの企業・団体から年間100万円以上、あるいは当該株式を 5%以上保有	有・無	
特許使用料 1件につき年間 100 万円以上	有・無	
講演料 1つの企業・団体から年間合計 50 万円以上	有・無	
原稿料 1つの企業・団体から年間合計 50 万円以上	有・無	
研究費・助成金・奨学金 1つの企業・団体から所属部局(講座、分野あるいは研究室など)に支払われた研究経費等の年間総額が 200 万円以上	有・無	
企業などが提供する寄付講座 (企業などからの寄付講座に所属している場合に記載)	有・無	
旅費(依頼講演に関連するものは含まず)・贈答品など 1つの企業・団体から年間 5 万円以上	有・無	
学術上の利益相反 各種委員会により作成される著作物(等)において引用された論文、または重要な根拠とされた論文の筆頭著者または共著者である場合、その論文の筆頭著者の姓、年、ページ(第 1 ページ目)を記載 (和文の場合は雑誌名を追記してください)	有・無	

利益相反状況の検証結果(利益相反委員会使用につき記入は不要です)

- 明らかな利益相反を認めない
- 軽度ないし中等度の利益相反を認める (下記参照)
- 重大な利益相反を認める。詳細確認の必要がある。(下記参照)

利益相反委員会のコメント _____

利益相反委員会委員署名:

(氏名) _____ 日付: _____

利益相反自己申告書 記入例(事務局手持ち)

本人氏名: ○○○○
所属: ○○○○大学救急医学講座

日付: 2020年 6月 30日
署名: _____

「一般財団法人日本救急医療財団の各種委員会」に参加する全委員およびその他の協力者は、各種委員会の内容に関連して発生すると思われる利益相反の状態について、以下を記載してください。
なお、本申告書に記載すべき利益相反には、申告者本人および父母兄弟等の二親等以内の近親者に
関連するものを含むもので、過去1年間とします。

項目	該当の有無	企業・団体名等
報酬額 1つの企業・団体から年間 100万円以上	有・無	なし
株式の利益もしくは保有 1つの企業・団体から年間 100万円以上、あるいは当該株式を 5%以上保有	有・無	(株)○○の株式 49%
特許使用料 1件につき年間 100万円以上	有・無	なし
講演料 1つの企業・団体から年間合計 50万円以上	有・無	なし
原稿料 1つの企業・団体から年間合計 50万円以上	有・無	なし
研究費・助成金・奨学金 1つの企業・団体から所属部局(講座、分野あるいは研究室など)に支払われた研究経費等の年間総額が 200万円以上	有・無	別添資料
企業などが提供する寄付講座 (企業などからの寄付講座に所属している場合に記載)	有・無	なし
旅費(依頼講演に関連するものは含まず)・贈答品など 1つの企業・団体から年間 5万円以上	有・無	○○(株)
学術上の利益相反 各種委員会により作成される著作物(等)において引用された論文、または重要な根拠とされた論文の筆頭著者または共著者である場合、その論文の筆頭著者の姓、年、ページ(第1ページ目)を記載 (和文の場合は雑誌名を追記してください)	有・無	○○, 2004, 2125 ○○, 2007, 2889 ○○, 2008, 1195 ○○, 2009, 256, 集中治療

別添資料

1. HOO年度厚生労働科学研究費補助金（〇〇等〇〇病対策総合研究事業）「〇〇を用いた〇〇の救命率向上のための体制の構築に関する研究」（課題番号 H18-〇〇-001）
2. HOO年度 文部科学省科学研究費補助金 研究課題番号:2000:「〇〇による〇〇法の開発」
3. HOO年度 文部科学省科学研究費補助金 研究課題番号:2000:「〇〇による〇〇法の開発」（HOO年度より継続）